第26巻　131号　2017年10月1日発行

かけはし

JITCO JOURNAL

10
2017.October
Vol.131

●トピックス1

技能実習の現場から
―椿インタワークス協同組合、藤田螺子工業株式会社を訪ねて―

●トピックス2

技能実習生と地域社会との共生について

●「第25回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表

公益財団法人 国際研修協力機構
Japan International Training Cooperation Organization

かけはし

JITCO JOURNAL

2017.10 Vol.131

表紙の写真：
山岳地帯に広がる棚田（タイ・チェンマイ）
タイ・バンコクの北方約720キロに位置するタイ第2の都市チェンマイは、北方のバラとも称される美しい古都で、その西方にはタイの最高峰ドイ・インタノンをはじめとした峰が連なっています。この山岳を通り越したところに位置するメーチェム郡にはライステラス（棚田）が広がり、近年ツーリストの注目を集めています。

CONTENTS

トピックス1
P.1 技能実習の現場から
—椿インタワークス協同組合、藤田螺子工業株式会社を訪ねて—

P.6 「第25回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表

トピックス2
P.8 技能実習生と地域社会との共生について

新制度対応①
P.11 監理団体と実習実施者が講じるべき措置について
～技能実習の基本理念における責務を果たすために～

新制度対応②
P.14 新制度対応の申請書類作成支援システム「新JITCOサポート」のご紹介

P.15 JITCOの教材のご案内

新制度対応③
P.16 送出機関との関係でご注意いただきたい事項

P.17 海外情報

P.18 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

P.22 JITCOインフォメーション/JITCOカレンダー/編集後記

技能実習days
● 山梨県アパレル工業組合　● 広島人材開発協同組合　● 公益財団法人日中技能者交流センター

Topics 1
【トピックス❶】

技能実習の現場から ―監理団体編―
椿インタワークス協同組合を訪ねて

今回は、監理団体として JITCO 日本語作文コンクールに毎年のように入賞者を輩出されている椿インタワークス協同組合（本部：愛知県名古屋市）を訪ね、内藤久敬代表理事にお話を伺いました。

椿インタワークス協同組合プロフィール
・組合設立年月／2006 年8 月
・事業内容／外国人技能実習生受入事業及び共同購買事業
・本部事務所所在地／名古屋市名東区上社1丁目610 番地

現在の技能実習生受入れの状況について お聞かせください。

内藤久敬 代表理事

現在の技能実習生の在籍人数は約170名で、送出し国の内訳はモンゴルが7割で、ペルーとミャンマーを併せて3割です。ミャンマーは昨年から受入れを開始しました。実習生を受け入れている組合員企業（実習実施機関）は現在15社ほどで、職種は自動車部品製造業をはじめ電子部品、機械部品製造業です。

送出し国はモンゴルが中心とのことですが、送出機関の選定や技能実習生の選抜はどのようにされていますか？

モンゴルの送出機関はオユンナ基金です。オユンナ基金はモンゴルの女性アーティスト（歌手）で日本でも有名なオユンナ氏によって、難病の子供達の日本での手術や孤児の学校教育などを支援する目的で設立され、モンゴル国社会福祉労働省から技能実習生の送出機関として認定されています。

モンゴルでの現地説明会。

技能実習生の選抜に関しては、まず現地でのオユンナ基金の信頼度が非常に高いこともあり、オユンナ基金から推薦される実習生候補者には学力が高く、意欲的な人が多いという印象です。私ども組合としては、実習生の選抜にあたり、組合員（実習実施機関）のご担当者と共に現地に行き、本人との面接はもちろんのこと、家庭訪問も必ず行っています。技能実習の現場において数学の能力は不可欠ですから、候補者に対して数学のテストと面接を行い、それに合格した候補者には日本語能力試験N4レベルを目標に現地で出国まで日本語教育を施します。

モンゴルからの技能実習生については、モンゴルで日本語能力N4レベルを目標に勉強してから入国されるとのことですが、入国後の日本語教育に関する取組みで監理団体として工夫されていることはありますか？

技能実習生は入国後に日本語教育も含めた集合研修を受けますが、集合研修が終われば、私どもの組合では全ての実習生に日本語能力試験を年2回受験（7月、12月）することを必須として指導しています。受験が必須であることは入国前の選抜時に伝えていますので、皆そのつもりで入国しています。3年間で一人あたり5～6回受験できることになります。

毎回試験当日の朝は名古屋駅に東海地方の技能実習生

日本語能力試験の当日、名古屋駅にて集合写真を撮影。

が集合してから、私ども組合職員が引率してN１～N５のそれぞれの会場へ行きます。毎回技能実習生の人数が多いので、引率する職員もなかなか大変ですが、多くの実習生のやる気に満ちた様子や明るい表情にこちらが元気をもらうこともあります。進級合格者には組合からも表彰し、合格レベルに応じた褒賞として、食事会や旅行などへ招待しています。また、確実な受験のための環境整備として、試験日を早めに職場と本人に通知し、試験当日の出勤や前日の夜勤とならないよう会社のご協力のもと調整いただくようにしています。

JITCOの「日本語作文コンクール」については、組合として技能実習生に対して応募を必須とはしていませんが、実習生にとって勉強してきた日本語力を発揮する場でもあり、励みにもなると思います。（組合員企業の）藤田螺子工業株式会社様は毎年積極的に全員が応募されています。

日本語教育に関して、監理団体として実習生のモチベーションアップや実習生が確実に試験を受けられるよう環境整備に具体的に努められているのですね。日本語教育以外についてもお聞きします。実習生の生活指導などについて特に注力されている点を聞かせてください。

私ども組合としては組合員（実習実施機関）に技能実習生を完璧にケアすると約束しており、万一、実習生が病気やケガをしたときにすぐに駆けつけられるように常勤職員の他にも、非常勤のパート職員でいわゆる「お母さん」と呼ばれる方々を置いています。元は実習実施機関で実習生と一緒に働いた経験のある自動車の運転ができる日本人女性の方々です。私どもの場合、実習生のほとんどが女性で、中には子供を母国に残して日本に来ている実習生もいますので、職場以外にも「お母さん役」として悩みごとを相談でき、話を聞いてくれて、時には甘えられるような存在が必要だと思っています。

また、実習生とのレクリエーションについても定期的に実施しています。たとえば伊勢神宮にお参りして実習生が日本の文化や歴史に触れる機会を設けています。この他にも、岐阜県恵那市の「福寿の里モンゴル村」に出かけてモンゴルの移動式住居「ゲル」に宿泊し、モンゴル料理を自炊して楽しんでいます。その他、忘年会や卒業旅行などもしています。

福寿の里モンゴル村（岐阜県恵那市）でのレクリエーションの様子。

組合員企業（実習実施機関）との協働・連携において、特に意識されていることを教えてください。

技能実習生の選抜、入国後の日本語教育、レクリエーションなどいずれにも言えることですが、私は「組合は方針の合った組合員によって支えられている」と思っています。日本語能力試験の受験必須の件についてもそうですが、組合の総会などでも、忘年会や一泊のモンゴル村レクリエーションを行うので参加してほしいと提案すれば、組合員の皆様に賛同していただける。組合員企業のトップの方々の技能実習制度と技能実習生への理解があってこそのことだと感謝しています。

最後に、技能実習制度が技能実習法のもと新制度に移行していきますが、監理団体としての今後の展望についてお聞かせください。

今後、新制度の下で技能実習2号移行対象職種に介護職種が追加されれば、介護分野の受入れにも取り組むことで社会貢献・国際貢献したいと考えています。ただし、その場合、新たに組合員になる介護事業者が「方針の合った組合員」でなければなりません。

また、急に受入れの範囲を広げると、日本語教育の環境整備が追いつかず、技能実習生一人ひとりに目が配れなくなってもいけません。一歩ずつ着実に進めるつもりです。

技能実習の現場から —実習実施機関編—

藤田螺子工業株式会社を訪ねて

藤田螺子工業株式会社　豊田工場

藤田螺子工業株式会社（本社:愛知県名古屋市）は、国内に豊田工場、岡崎工場の製造拠点を持ち、米国、タイ、中国等に海外拠点を有する精密ファスナーの専門メーカーです。同社ではモンゴルからの技能実習生を受け入れており、JITCO が毎年実施している日本語作文コンクールにおいて3年連続で入賞者を輩出されています。今回は、同社の豊田工場を訪れ、藤田澈代表取締役会長、藤田眞代表取締役社長、藤田守彦常務取締役、田川勝彦顧問にお話を伺いました。

会社概要

■名称／藤田螺子工業株式会社
■事業内容／締結部品、精密機能部品、省力機器・工具の製造と販売
■代表取締役社長／藤田 眞
■本社所在地／名古屋市中村区名駅南三丁目9－3
■設立／1942 年5 月　■資本金／8,925 万円
■売上高／242 億円（2017 年6 月決算時）
■従業員数／534 名（2017 年6 月決算時）

貴社の技能実習生の受入れ状況についてお聞かせください。

当社の技能実習生の受入れは2007年から現在まで11年間継続しています。2007年に豊田工場の精密部品の検査部署にモンゴルからの実習生2名を受け入れたのが最初です。以後、モンゴルからの実習生の受入れ人数を少しずつ増やしてきて、現在は豊田工場と岡崎工場に合計24名の実習生が在籍しています。優秀で意欲的な実習生を受け入れることで、職場の国際化と若返りも図られ、検査業務等の精度も全体に高まっていると思います。

左から／藤田（守）常務、藤田（眞）社長、藤田（澈）会長、田川顧問。

貴社では技能実習生の技能修得のためにどのように取り組んでおられますか？

技能実習生の技能修得にあたっては、担当業務についてのモンゴル語の要領書に沿ってモンゴル語で指導する者がおりますが、それに留まらず、当社では「メンター制度」による技能実習生の育成にも注力しています。「メンター制度」とは一人の新入社員に一人の先輩が付いてOJTで仕事を伝授していく制度ですが、実習生についても日本人の社員と同様に１対１での指導・育成を行っています。また、技能検定試験対策として試験前教育や模擬テストを実施している他、当社のお客様主催の技能競技会に毎年参加しており、2013年には外国人で初めて当社の実習生が入賞しました。

貴社は、今年度のJITCOの「外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」において最優秀賞を含む入賞者４名を輩出されています。貴社の日本語教育の取組みについて教えてください。

JITCOの「日本語作文コンクール」については、会社として技能実習生全員の参加を必須としており、今年度の４名を含め2007年度以降18名が入賞しています。また、日本語能力試験（国際交流基金・日本国際教育支援協会主催）についても全員が毎回（年２回）受験しています。日本語能力試験とJITCOの日本語作文コンクールの参加者には会社から賞与を支給し、実習生へのサポートとモチベーションアップを図っています。

日本語教育の取組みについては、当社では岡崎と豊田の

工場ごとに毎週１回、日本語レベルの各級に分かれて小グループ制での日本語勉強会を実施しています。参加は技能実習生の自主性に任せていますが、全員が意欲的に参加してくれています。先生役は実習生と年齢の近い日本人社員が順番に務めています。日本語で議論する時間も設けており、相手の意見を「聞く力」や自分の考えを「伝える力」を養うようにしています。また、カルタ遊びなど日本の文化を通じ、実習生とのコミュニケーションを図る工夫もしています。

藤田螺子工業株式会社 在籍技能実習生の
日本語能力試験認定状況(2017年3月現在)

日本語能力試験の認定レベル	N1	N2	N3	N4
認定レベル	1	8	10	5

技能実習生に対する生活面のサポートや指導はどのようにされていますか？

田川 勝彦顧問

当社では専任者（田川顧問）が毎月１回、技能実習生が住んでいるアパートを訪問し、生活指導と日本の文化・習慣の紹介を行っています。

ゴミの出し方や交通ルールをはじめ、夏であれば夏バテや熱中症の予防、雨天時の自転車の運転の注意事項など、冬であれば風邪やインフルエンザの予防、雪の日の通勤時の注意事項などを説明し、実習生の反応や意見も聞くようにしています。さらに、実習生と食事をしながら一人一人と会話しますので、悩んでいる様子は無いか、生活の乱れは無いかなどもわかります。毎回のアパート訪問後には「実習生　生活指導記録」を記載し、役員に報告することで情報を共有しています。

技能実習生の社内や地域社会とのコミュニケーションについて、貴社の取組みを教えてください。

社内的には社内広報誌でモンゴル国の紹介を行い、社内イベントとしてモンゴル料理の提供を行うなど、日本人社員が技能実習生についてより理解を深められるよう取り組んでいます。

また、経営トップの方針として、日本人社員と技能実習生は全ての面で同じ扱いとしていますので、交通安全立哨をはじめとする地域主催のイベントやボランティア活動についても、実習生には日本人社員と同様に積極的な参加を呼びかけています。

今年は岡崎市の市政100周年にあたり、その記念事業として「岡崎さくら100年プロジェクト」が実施され、３月に当社岡崎工場において実習生も参加して記念植樹会が開催されました。また、今年８月には日本人社員と実習生が岡崎市の道路ボランティア清掃に参加するなど、地域と一体となった社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

監理団体（椿インタワークス協同組合）との協働・連携はどのようにされていますか？

監理団体とは技能実習生の採用面接、入国後教育、技能検定、研修旅行、帰国後の元技能実習生やご家族との懇談など、さまざまな場面で連携しています。特に、毎年監理団体と一緒にモンゴルに行き、実習生の面接と各家庭を訪問してのご家族との面談も行っています。大切な子供さんを日本に受け入れるわけですから、ご家族とお会いして、ご家族の期待や思いを知ることが大事だと思っています。

また毎年１回、監理団体と共にモンゴルにおいて、実習生のご家族や帰国した元実習生との懇談会を行っています。会社としても帰国した元実習生の近況を知ることができ、これから送り出すご家族にとっては、先輩となる元実習生の話を聞くことで安心できる面があると思います。また毎年、実習生の研修旅行で監理団体と共に、１年生は高山、２年生は伊勢神宮、３年生は彦根城に行っています。このように日頃から監理団体と密に連携することは、実習生を受け入れるうえでとても重要だと感じています。

最後に、今後の展望と技能実習制度への期待についてお聞かせください。

新たな技能実習制度では、条件を満たせば３号技能実習生として技能実習期間が最長５年に延長されますので、技能の習得から習熟・熟達へと進むことで実習生と会社の双方にとってメリットも大きいと思います。そのための実務ルールや体制整備が早期に進むことを期待しています。

藤田螺子工業株式会社の技能実習生4名に、技能実習と日本語学習にかける意気込みを語っていただきました。この4名は、2017年度 JITCO 日本語作文コンクールで見事入賞されています。

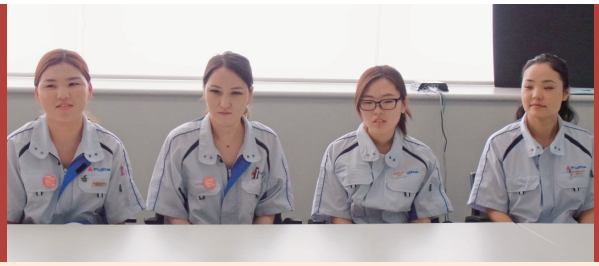

写真左から／マグナイバヤル ウルジーマーさん、ガンバートル ゾルザヤさん、ゲンデンスレン アズザヤさん、バダムジャブ オドンチメグさん

■ ガンバートル ゾルザヤ（愛称：ゾロー）さん／2017年度「日本語作文コンクール」最優秀賞を受賞

私は技能実習生活３年目で、あと数ヶ月で帰国します。日本に来る前に、モンゴルの大学で４年間日本語を学んでいましたが、技能実習生として来日したばかりの頃は知らないことが多く、期待に応えたいと思うほど不安になることもありました。でも日本の皆さんに家族のように温かく迎えてもらい、先輩や同僚と仲良くなり、友達がたくさんできました。今は帰国するのがとても寂しいです。日本語の勉強については、社員の皆さんに助けてもらいながら、自分でも勉強の計画を立てて進めてきました。モンゴルに帰国したら、日本で学んだ技能や、教えていただいた生活のマナー、モラルなどをモンゴルの若い人達に伝えるなど、人作りに携わりたいです。

■ ゲンデンスレン アズザヤ（愛称：アザー）さん／同優秀賞を受賞

私は技能実習に来る前は、日本の高校に留学して３年間勉強をしていました。それでも、技能実習で必要な言葉は専門用語が多くて分からないことばかりです。今は日本語が上手な先輩に憧れて、先輩を目標に勉強をしています。分からないことがあれば、積極的に自分で調べるようにしています。技能実習は大変だけれど、休みの日にはモンゴルでは体験できない海水浴や登山を体験できて楽しいです。

■ バダムジャブ オドンチメグ（愛称：オドノ）さん／同優良賞を受賞

私も母国で大学に通い、日本語を勉強していました。技能実習で日本に来て、実践することで上達するのが嬉しいです。日本語は日本語能力試験の教科書だけでなく、日本の音楽や映画に触れて勉強しています。もっと日本語を上達して、日本語の本や新聞を読めるようになり、いろいろな知識を得られるようになりたいです。

■ マグナイバヤル ウルジーマー（愛称：ウルジー）さん／同優良賞を受賞

私は入社10ヶ月目です。私も大学で日本語を勉強してから来日しましたが、技能実習に必要な専門用語がまだ分からないこともあって、１日７時間の技能実習を受けるのは大変です。お休みの時に、TVで知った日本の名所に行くことが楽しみです。これからも日本語の学習を続けて、将来は日本語の先生になりたいです。

「第25回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表

JITCOは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するためにさまざまな事業を展開していますが、その重要な活動のひとつである本コンクールも、今年で25回目を迎えました。

今年も作品テーマを自由にし、2,636編の作品が寄せられました。

日頃、技能実習に取り組む中で、日本語の学習にも熱心に励み、積極的にコンクールに挑戦された技能実習生の皆様と、指導にあたられた監理団体・実習実施機関等の皆様に心より敬意を表します。

※「優秀作品集」は「かけはし」1月号に同封してお送りいたします。

1 応募状況

応募総数 2,636編 国籍別の応募者数は以下のとおりです。

	第25回（2017年度）	第24回（2016年度）	第23回（2015年度）	第22回（2014年度）	第21回（2013年度）
中国	1,069	932	1,373	1,961	3,216
ベトナム	1,194	709	549	294	321
インドネシア	141	137	97	65	112
タイ	45	41	50	21	15
ミャンマー	77	50	40	0	0
モンゴル	27	32	20	28	30
フィリピン	61	21	13	17	61
カンボジア	20	6	2	1	5
ネパール	1	0	0	0	13
ラオス	0	6	0	0	0
スリランカ	1	1	0	0	0
バングラディッシュ	0	2	0	0	0
合計	2,636	1,937	2,144	2,387	3,773

応募者の国籍別（単位:編）

2 審査過程

審査は、例年どおり3段階で行いました。第1次審査はJITCO職員が担当し、内容と日本語能力の観点から、上位49編を選出しました。

続く第2次審査では、JITCO役員5名による総合評価に基づき、28編が選ばれました。

最終審査では、外部有識者を含む5名の委員が審査にあたり、この審査委員会における審査を経て、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞20編の入賞作品及び佳作を決定しました。

最終審査委員（敬称略）

委員長　関口　明子　（公益社団法人国際日本語普及協会 理事長）

委　員　坪田　秀治　（日本商工会議所 参与）

委　員　関野　陽一　（元 山梨英和大学 教授）

委　員　鈴木　和宏　（公益財団法人国際研修協力機構 理事長）

委　員　新島　良夫　（公益財団法人国際研修協力機構 専務理事）

第25回日本語作文コンクール入賞者一覧

最優秀賞（4人）

氏　名	作品タイトル	国籍 / 職種	実習実施機関名	監理団体名
カタラン ロランド グンドラン	世界で一番すばらしいプレゼント	フィリピン / とび	株式会社河建	協同組合Ｊ＆Ｊ田原
グエン ヴァン タム	メロディのなる信号	ベトナム / 金属プレス加工	北東工業株式会社	関東情報産業協同組合
屈 艳品	ある日交差点から見えた日本社会	中国 / 金属プレス加工	株式会社中信高周波	協同組合中央経友会
ガンバートル ゾルザヤ	心優しい日本	モンゴル / 機械検査	藤田螺子工業株式会社	椿インタワークス協同組合

優秀賞（4人）

氏　名	作品タイトル	国籍 / 職種	実習実施機関名	監理団体名
ゲンデンスレン アズザヤ	親の愛	モンゴル / 機械検査	藤田螺子工業株式会社	椿インタワークス協同組合
テッ テッ スェ	日本に来た目的	ミャンマー / 惣菜製造業	アグリフーズ株式会社	アジアイノベーション協同組合
唐 雨兰	出会い	中国 / 下着類製造	株式会社サンブライト	えひめファッション産業協同組合
ヴォ ティ フォン チャン	仕事に対する心構え	ベトナム / 仕上げ	若園精機株式会社	協同組合クリエイトヒット

優良賞（20人）

氏　名	作品タイトル	国籍 / 職種	実習実施機関名	監理団体名
グエン ティ ホン ロアン	日本の太鼓	ベトナム / 機械検査	内山工業株式会社	内山工業株式会社
ライウィ アグン ヌグロホ	ハッピー ニュー イヤー	インドネシア / 塗装	株式会社井関松山製造所	公益社団法人日本・インドネシア経済協力事業協会
レー ゴック ジャウ	私が日本語を学ぶ理由	ベトナム / 水産練り製品製造	生地蒲鉾有限会社	富濃国際事業協同組合
バダムジャブ オドンチメグ	大事なのは考える事。	モンゴル / 機械検査	藤田螺子工業株式会社	椿インタワークス協同組合
黄 叔娟	私は機械作業者です	中国 / プラスチック成形	株式会社エーピーシィ	協同組合ロジテック愛知
レー ティ イエン	幸せの教訓	ベトナム / 機械加工	シバタ精機株式会社	福岡素形材産業協同組合
ファン ティ トゥオン	日本人の素晴らしいところ	ベトナム / プラスチック成形	美和工業株式会社	公益社団法人東京都建設事業協会
ドー トゥイ ズオン	一期一会	ベトナム / 惣菜製造業	株式会社菜の花	あおぞら協同組合
单 旭	諦めない気持ち	中国 / 惣菜製造業	株式会社丸喜	ユー・アイ・ケイ協同組合
グエン ティ クエン	自分を変える！	ベトナム / 機械加工	シバタ精機株式会社	福岡素形材産業協同組合
ラー ヴァン ハイン	信じられないでき事を伝えたい	ベトナム / 電子機器組立て	タイヨー電子株式会社	協同組合サンクス
マグナイバヤル ウルジーマー	こんにちは日本	モンゴル / 機械検査	藤田螺子工業株式会社	椿インタワークス協同組合
レン ティ ハイ	トマトの木	ベトナム / 電子機器組立て	三菱電機株式会社	公益財団法人国際労務管理財団
苏 美霞	友情	中国 / プラスチック成形	テイ・エステック株式会社	ＥＬＣ事業協同組合
李 圣军	私の2016年	中国 / 塗装	岸萬塗装株式会社	東西商工協同組合
崔 小灵	健康だからこその喜び	中国 / 婦人子供服製造	有限会社光ソーイング	ＰＮＪ事業協同組合
トン バー クオン	綺麗な日本	ベトナム / 電子機器組立て	株式会社ＴＳＳ	産学連携事業協同組合
ホアン ティ フーン	ばらの花束	ベトナム / 加熱性水産加工食品製造	福利物産株式会社	アドバンス協同組合
干 丽静	桜の故郷・心の旅	中国 / 婦人子供服製造	仲谷被服有限会社	テックス国際交流協同組合
チャン ティ キム オアン	私が日本に来て働いて…	ベトナム / 惣菜製造業	フードプロセス株式会社	協同組合共栄

Topics 2
【トピックス❷】

技能実習生と地域社会との共生について

技能実習制度の目的は、日本からの技能等の移転により、諸外国の経済発展を担う人づくりに協力することですが、外国人技能実習生が慣れない日本の環境で効果的に技能実習を進めるためには、実習内容そのものの充実に加えて、普段から安心して生活し、技能実習に取り組める地域環境・生活環境づくりも大切です。

そうした「地域社会との共生」（日本語の教育支援、地域社会との交流、日本文化の学び）については、新制度における優良な監理団体・実習実施者の評価のための項目の一つともなっています。本稿では、技能実習生と地域社会との共生を図ることに関して、監理団体や実習実施機関の取組みとその効果について、事例を交えてご紹介します。

1. 技能実習生の在留状況と技能実習の効果

外国人技能実習生の在留者数は2016年末で日本全国で228,588人となっており、都道府県別では愛知県の24,495人をはじめ、広島県、茨城県、岐阜県、千葉県、埼玉県でそれぞれ1万人以上となるなど、全国各地で技能実習生の受入れが増えています。（表1）

技能実習を修了して帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを調査した「平成28年度 帰国技能実習生フォローアップ調査」（厚生労働省委託事業）によると、技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は、95.7%となっています。その「役に立った」内容を具体的に見ると、「修得した技能」の割合が69.8%、「日本語能力の修得」が60.1%、「日本での生活経験」が57.4%と続いています。

技能実習生の半数以上が、「日本語能力の修得」「日本での生活経験」が役に立ったと回答していることから、異国の地である日本で生活し、職場や地域社会の一員として様々な経験をすることが、帰国後の技能実習生の生活に大きく影響を及ぼしていることが分かります。また、この「日本での生活経験」が充実していたからこそ、最も役に立った「修得した技能」が成り立つとも言え、「技能実習生と地域社会との共生」が重要な要素であることが分かります。

それでは、この「技能実習生と地域社会との共生」を、監理団体・実習実施機関はどのように図ればよいのでしょうか。次項より具体的な事例をあげて見ていきます。

表1　技能実習生の都道府県別在留者数　単位：人　※「技能実習1号」及び「技能実習2号」の合計

		構成比			構成比			構成比			構成比
北海道	6,776	3.00%	東京	5,769	2.50%	滋賀	3,698	1.60%	香川	4,330	1.90%
青森	1,271	0.60%	神奈川	6,646	2.90%	京都	2,290	1.00%	愛媛	5,329	2.30%
岩手	2,240	1.00%	新潟	2,325	1.00%	大阪	8,475	3.70%	高知	1,066	0.50%
宮城	2,839	1.20%	富山	4,114	1.80%	兵庫	7,168	3.10%	福岡	6,655	2.90%
秋田	769	0.30%	石川	3,388	1.50%	奈良	1,551	0.70%	佐賀	1,849	0.80%
山形	1,311	0.60%	福井	3,126	1.40%	和歌山	796	0.30%	長崎	2,736	1.20%
福島	2,690	1.20%	山梨	1,254	0.50%	鳥取	1,214	0.50%	熊本	4,235	1.90%
茨城	11,510	5.00%	長野	4,089	1.80%	島根	1,535	0.70%	大分	2,412	1.10%
栃木	4,706	2.10%	岐阜	10,791	4.70%	岡山	6,273	2.70%	宮崎	1,950	0.90%
群馬	6,245	2.70%	静岡	8,694	3.80%	広島	12,311	5.40%	鹿児島	2,833	1.20%
埼玉	10,095	4.40%	愛知	24,495	10.70%	山口	3,167	1.40%	沖縄	872	0.40%
千葉	10,529	4.60%	三重	7,790	3.40%	徳島	2,376	1.00%	未定・不詳	5	0.00%
									合計	228,588	100.00%

出所：法務省

2. 事例に見る地域共生の取組みと効果

（平成27年度及び平成28年度厚生労働省委託事業から抜粋）

事例①　広島県 A実習実施機関（婦人子供服製造）

清掃活動を通じた地域社会への貢献および地域住民との良好な関係づくり

【取組みの内容】

- A社では、毎週初日の昼休みの時間を利用して、15分程地域の清掃活動を実施している。
- 技能実習生にこの活動を紹介すると自主的に参加するようになった。

【効果】

- 地域の住民から、「近所がきれいになって助かる」、「歩きやすくなって助かった」等の声をいただくようになった。
- 地域の住民が毎朝挨拶をしてくれたり、話しかけたりしてくれるようになった。
- 技能実習生も、日本人と同様にボランティア活動に参加する意欲があることが地域の住民に伝わり、日本人から見た「外国人技能実習生」に対する印象が変わった。
- 地域の住民が技能実習生を地域のお祭りなどに招待してくれるようになった。

事例②　長野県 B実習実施機関（耕種農業）

地域の祭りに参加して日本文化と触れ合い、地域住民との交流が深まる

【取組みの内容】

- 地元の祭りに参加。大会1ヶ月前から1回あたり1時間、週3～4回程、地区の集まりに混じって住民から踊りを教えてもらっている。
- 大会当日は、地域の住民に浴衣の着付けをしてもらい、祭りに参加する。この浴衣は帰国時に記念のお土産になり、技能実習生にも大変喜ばれている。

【効果】

- 地域の祭りを通じて住民と顔なじみになることで、収穫した野菜を分けてもらったり、食事会等の交流がさらに広がっている。
- 地域の住民との交流で日本を身近に感じた技能実習生は、2011年に東日本大震災が発生した際に自主的に、技能実習生の間で募金を集めた。
- 当初は地域で問題があると、技能実習生が疑いの目で見られることがあった（道端のゴミのポイ捨て等）が、技能実習生が地域に溶け込めるように努力を続けた結果、地域住民から苦情を言われることがほとんどなくなった。

事例③　山口県 C監理団体

講習期間中の各種イベントを通じて地域社会との交流を図る

【取組みの内容】

- 地域の小学校で、放課後に行われる「子ども教室」に技能実習生も参加。近隣の小学生と一緒に手品を体験した。
- 講習開始時の入校式に地域の自治会長に参加してもらう。
- 技能実習生が自治会に入会することにより、地域の催しにも参加できるようにする。
- 講習期間中に、地域のロータリークラブの人に「日本企業で働くこと」について技能実習生に話をしてもらう。

【効果】

- 技能実習生から、「これまで日本語に自信がなくて不安だったが、小学生に自分の日本語が通じて嬉しかった」「今は実習でつらいこともあるが、そんな時は地域の子ども達の笑顔を思い出して頑張っています」等の感想がある。地域との交流が自信に繋がっていることが分かる。
- 地域住民との関係づくりが進むことで、地域住民からは、積極的に「新しい技能実習生が来たね、元気でいいね」等の声をかけてもらうことがある。また食事に招いてくれる地域住民も現れている。

事例④　広島県 D監理団体

監理団体と技能実習生が地域バザールを企画・運営

【取組みの内容】

- 技能実習生を含めて外国人が400名程在住している市において、外国人と地域住民の交流を深めようと、「アジアンナイトバザール」を開催した。
- 監理団体が屋台の企画から携わり、技能実習生と組合の事務員が総出でお祭りの準備を行った。

【効果】

- 催しは大盛況で、準備した技能実習生の母国の料理はすぐに売り切れた。

●技能実習生の活躍を見て、市の教育委員会から、「地域の生徒と会食を通じた交流を行わせたい」との打診を受けた。
●地域に技能実習生が認知され、交流の輪が広がった。

事例⑤　香川県 E監理団体

日本文化の体験および
技能実習生の母国の文化紹介を実施

【取組みの内容】

●香川県の県産品である「うどん打ち体験」を実施。農協婦人部の協力により、公民館でうどんを打って、出来上がったうどんをみんなで試食している。
●帰国1ヶ月前に、思い出作りのために「着物の着付け体験」も行っている。地元の着物店の協力を得て、着物を借りている。
●地元のお祭りで、技能実習生の母国語（インドネシア語）による合唱や民族舞踊を披露している。舞踊については、2ヶ月ぐらい前から衣装を決めて、念入りに練習をしている。

【効果】

●技能実習生は日本文化の体験と地域住民との交流を楽しんだ。日本文化に触れることができ、嬉しそうだった。
●祭りでは、毎年、実行委員から監理団体に技能実習生の参加依頼がある。地域住民が技能実習生の合唱・舞踊を楽しみにするようになった。

3. 地域共生のあり方

ここまで見てきたように、技能実習生と地域との関係を強めることで、様々な相乗効果が生まれていることが分かります。日本での生活経験が、技能実習生の帰国後も多いに役立っていることからも、異なる文化の下で育った技能実習生と地域住民・地域社会の調和を図ることの重要性が分かります。

先に示したような事例をすでに実施されている監理団体や実習実施機関も多々あると思いますが、技能実習生と地域社会との共生を進めて行くために必要な事項は以下の通りです。

◆地域住民・地域社会への説明

地域住民・地域社会に対し、技能実習とは何なのか、技能実習生は何のために来日するのか、どこの国から何人来るのか等、技能実習生に関する情報を詳しく説明することで、地域住民の不安は和らぎます。また、地域の交番に技能実習生の名簿を提出し、住民として保護してもらえるようにすることも大切です。

◆技能実習生の文化の尊重

技能実習生の母国における文化や習慣は、日本に来たからと言って手放せるものではありません。また、技能実習生の母国のタブー事項を知らずに過ごすことで、技能実習生の心を傷つけ、トラブルに発展してしまう可能性も否定できません。技能実習生の母国のタブー事項や宗教の事項について、日本人ができる限り理解し、技能実習生が精神的に安定した生活ができるように心がけましょう。

◆技能実習生への指導

日本人が、技能実習生の母国の文化やルールを理解するのも大事ですが、日本で生活する以上、日本や地域のルールを技能実習生に理解させ、守ってもらうことも必要です。母国では問題が無かった行為でも、日本ではトラブルの原因になることが多々あります。ゴミ出し、交通法規、日本人が嫌うこと（夜中に騒ぐ等）等、技能実習生に説明し、理解できるように指導しましょう。

4. 新たな技能実習制度において

新たな技能実習制度が施行され、技能実習3号の受入れが本格化されると、技能実習生の人数が増加し、また滞在期間が5年間となり長期化することによって、日本社会における技能実習生の存在そのものが今まで以上に大きくなります。

技能実習生が日本・日本人を知る、日本人が技能実習生・技能実習生の母国を知る、つまり双方が理解し合えることによって、無用なトラブルを防ぐことができます。

なお、本年11月1日から施行される技能実習法において、技能実習3号を受け入れるためには、優良な監理団体および実習実施者であることが必須となります。

優良になるための加点ポイントの中に、監理団体においては「地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」および「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」が、実習実施者においては「地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること」および「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること」があります。

それぞれポイントは3点ですが、実施をすれば確実に加点されます。これまでに述べてきたように、地域社会との交流や日本文化の体験によって、技能実習生は安心して日本で生活できるようになり、技能等の修得にも、集中して勤しむことができます。ぜひこのポイントは獲得しておきましょう。

監理団体と実習実施者が講じるべき措置について

～技能実習の基本理念における責務を果たすために～

技能実習法では、監理団体は実習監理を行う者としてその責任を適切に果たし、実習実施者は技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、環境整備に努め、各々が国・地方公共団体の施策に協力しなければならないとされています。また、各々が責務を果たすために講じるべき措置も具体的に定められています。本稿では、技能実習法令上、監理団体と実習実施者に求められることについて、新制度移行前の体制面の整備から新制度移行後の業務遂行に至るまでを、時系列に沿って整理しました。

技能実習法（実習実施者、監理団体などの責務）
第五条　実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、第三条の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。
2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。
3 実習実施者または監理団体を構成員とする団体は、実習実施者または監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

1 監理団体が講じるべき措置について

（1）新制度移行に向けた体制整備

① 指定外部役員による監理業務の適正実施の確認

監理団体は、外部役員の中から指定した者に、自らの監理業務が適正に実施されているかの確認を行わせなければなりません。この指定外部役員は、実習実施者等と密接な関係を有しない者で、指定外部役員の欠格事由に該当せず、過去3年以内に外部役員に対する主務大臣が告示で定める講習を修了した者でなければなりません（経過措置により当面の間は講習を修了しなくても外部役員となることが可能です）。

また、指定外部役員は、監理団体の各事業所について3ヶ月に1回以上の頻度で、責任役員・監理責任者から報告を受け、事業所の設備を確認、帳簿書類等の閲覧し、その結果を記載した書類を作成します。

② 外部監査人による監理事業の監査

①の外部役員を置くことができない監理団体においては、法人外部から監査人を選任し、その者から監理業務の適正実施の監査を受けなければなりません。外部監査人は実習実施者等及び監理団体等と密接な関係になく、外部監査人の欠格事由に該当せず、過去3年以内に外部監査人に対する主務大臣が告示で定める講習を修了した者でなければなりません（経過措置により当面の間は、講習を修了しなくても外部監査人となることが可能です）。

また、外部監査人は、①の指定外部役員と同様に監理団体の各事業所について3ヶ月に1回以上の頻度で前記①と同じ方法で確認し、その結果を記載した書類を作成することが求められます。さらに、監理団体が実施する実習実施者への監査に、監理団体の各事務所につき1年に1回以上同行し、その結果を記載した書類を監理団体に提出します。

③ 外国等からの推薦のある送出機関との契約締結

監理団体は、外国または地域の公的機関の推薦を受けている送出機関との間で取次に係る契約を締結します。

④ 相談体制の整備

監理団体は、技能実習生からの相談に対し、母国語により適切に対応できる体制を整備するとともに、実習実施者及び技能実習生に助言、指導等の必要な措置を講じます。

（2）監理事業許可後に実施すべき主なこと

① 許可証の備え付け・提示

監理団体は、監理事業の許可証を事業所毎に備え付け、関係者からの求めに応じて提示します。

② 業務運営規程の掲示

事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理費徴収を含む業務運営の規程を掲示します。

③ 契約先の送出機関からの取次ぎの申込み受付

監理事業の許可に基づき、契約先の送出機関からの取次の申込みを受け付けます。

④ 取扱職種の範囲等の明示

実習実施者等の情報及び技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項は、求人または求職の申込みを受理した後速やかに書面または電子メールにより通知し、取扱職種の範囲等を明示します。

⑤ 技能実習生の従事する業務内容等の明示

技能実習生になろうとする者に、従事すべき業務内容、労働契約の期間、就業場所等の労働条件を書面または電子メールで明示します。

(3) 技能実習計画策定に当たって整備すべき主なこと

① 技能実習計画作成の指導

実習実施者の作成する技能実習計画について、技能の知識・経験を有する監理団体の役職員が指導を行います。

② 入国後講習の施設確保

監理団体は、技能実習生に対する入国後講習を実施するための施設を確保します。

③ 労災保険の成立のための届出等

監理団体は、労働災害補償保険に係る保険関係の成立の届出、その他これに類する措置を講じます。

④ 帰国のための必要な措置

監理団体は、技能実習終了後の帰国旅費及び、第3号技能実習前の本邦への再入国のための渡航費を負担するとともに、技能実習終了後の帰国が円滑にされるための必要な措置を講じます。

(4) 実習監理に当たって留意・実施すべき主なこと

① 実習計画に沿った実習監理

監理団体は、技能実習の認定計画に従い、技能実習生に必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、技能実習を監理します。

② 帳簿書類の作成・備付け

③ 管理簿等の保管

実習実施者・技能実習生の管理簿、監理費に係る管理簿、技能実習に係る雇用関係の成立の斡旋に係る管理簿、技能実習の実施状況の監査に係る書類、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類、訪問指導の内容を記録した書類等帳簿書類を、技能実習終了の日から1年間事業所に保管します。

④ 個人情報の保護（法第43条）

技能実習生の個人情報の適正な管理、実習実施者・技能実習生等の秘密を守る必要な措置（例：鍵のかかるキャビネットに保管する等）を講じます。

(5) 監理責任者の設置及び監理責任者による統括管理

監理団体は、事業所ごとに以下の条件を満たす者から「監理責任者」を選任します。

- 監理団体の常勤の役職員で、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者
- 監理責任者としての欠格事由に該当しない者
- 過去3年以内に監理責任者に対する主務大臣が告示で定める講習を修了した者（経過措置により当面の間は、講習を修了しなくても外部監査人となることが可能です）。

なお、当該監理団体が実習監理する実習実施者等と密接な関係を有する場合は、監理責任者としてその実習実施者の実習監理に関与できません。

監理責任者が統括管理することは次のとおりです。

1. 技能実習生の受入れの準備
2. 技能実習生の技能等の修得等に関する実習実施者への指導や助言並びに実習実施者との連絡調整
3. 技能実習生の保護等（暴行、脅迫等による技能実習の強制、違約金の支払、貯蓄金の管理をしないこと等）
4. 実習実施者等及び技能実習生等の個人情報の管理
5. 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、実習責任者との連絡調整
6. 国等の行政機関、外国人技能実習機構その他関係機関との連絡調整
7. 実習実施者が労働基準法、労働安全衛生法、その他の労働に関する法令に違反しないようにするための必要な指導
8. 実習実施者が労働基準法、労働安全衛生法等に違反していると認めるときは、それらの違反を是正させるために必要な指示を行う等

(6) 監理責任者の指揮の下での監査の実施

① 実習実施者に対する監査

監理団体は、監理責任者の指揮の下に実習実施者に対する監査を、3ヶ月に1回以上の頻度で次のとおり実施し、外国人技能実習機構に報告します。

- 実施状況を実地に確認
- 現場で技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告
- 技能実習生の4分の1以上と面談
- 事業所の設備を実地にて確認し、帳簿等を閲覧
- 宿泊施設その他の生活環境を実地にて確認

② 適切な監査の実施（通訳の同行など）

技能実習計画認定の取消理由に該当する疑いがあるときは、直ちに監理責任者の指揮の下で監査を適切に実施します。

③ 実習状況の確認と指導（技能等の経験を有する役職員、通訳の同行など）

第1号技能実習は、監理責任者の指揮の下で月1回以上、実習状況を実地にて確認し、実習実施者に必要な指導を行います。

④ 実習実施者に対する監査を実施した時の監査報告（省令様式第22号、実施日から2ヶ月以内）

(7) 監理団体の許可申請等以外の申請、報告、届出及び提出

監理団体は外国人技能実習機構本部審査課へ次の申請、報告、届出、提出を行う必要があります。

① 許可証を亡失等した時の監理団体許可証再交付申請（省令様式第15号）

② 変更届出（省令様式第17号、変更事項発生後1ヶ月以内）

※監理団体の許可申請書の記載事項につき変更が生じた場合

③ 実習継続が困難となった時の技能実習実施困難時届出（省令様式第18号）

④ **事業休廃止届出**（省令様式第19号、休廃止予定日の1ヶ月前）

⑤ **監理団体の許可の取消し理由に該当した時の当該事実の報告**（参考様式第3-3号、実施日から2ヶ月以内）

⑥ **監理事業報告書の提出**（省令様式第23号、毎年度4月から翌年度5月31日まで）

2 実習実施者が講じるべき措置について

（1）技能実習計画認定申請のため整備しておくべき体制

① 技能実習責任者の選任

●実習実施者は、以下の条件を満たす者から技能実習を行わせる事業所毎に「技能実習責任者」を選任します。

- 実習実施者またはその常勤の役員若しくは職員
- 自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他技能実習に関与する職員を監督できる立場にある者
- 経過措置により過去3年以内に技能実習責任者に対する主務大臣が告示する講習を修了した者
- 技能実習責任者の欠格事由に該当していない者

●技能実習責任者は、技能実習の進捗状況を管理する他、次のことを統括管理します。

- 技能実習計画の作成
- 技能実習生が修得等した技能等の評価
- 法務大臣及び厚生労働大臣もしくは外国人技能実習機構または監理団体に対する届出、報告及び通知その他手続
- 帳簿書類の作成及び保管並びに実習実施状況報告の報告書の作成
- 技能実習生の保護
- 監理団体、外国人技能実習機構及び行政機関等との連絡調整

② 技能実習指導員の選任

実習実施者は、事業所毎に1名以上、以下の条件を満たす者から「技能実習指導員」を選任します。

- 技能実習を行わせる事業所に所属する実習計画認定の申請者またはその常勤の役職員
- 修得等させる技能等につき5年以上の経験を有する者
- 技能実習指導員の欠格事由に該当していない者

③ 生活指導員の選任

実習実施者は、事業所毎に1名以上、以下の条件を満たす者から「生活指導員」を選任します。

- 技能実習を行わせる事業所に所属する実習計画認定の申請者またはその常勤の役職員
- 生活指導員の欠格事由に該当していない者

④ 入国後講習の施設確保

企業単独型の実習実施者は、入国後講習を実施する施設を確保します。

⑤ 労災保険の届出措置

実習実施者が企業単独型の場合、労働災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じます。

⑥ 渡航費用の負担

実習実施者が企業単独型の場合、技能実習の終了後の帰国旅費及び第３号技能実習前の本邦への再入国のための渡航費を負担します。

⑦ 指導体制等の整備

技能実習生に対する指導、その他技能実習を継続的に行わせる体制が適切に整備されていることが求められます。

⑧ 機械、器具、設備等の設置

技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を設置していることが必要です。

（2）技能実習生に対する待遇

技能実習生を受け入れたときの技能実習生の待遇については、下記の全ての要件を満たす必要があります。

- 日本人と同等額以上の報酬であること
- 適切な宿泊施設を用意すること
- 入国後講習のための措置、例えば講習期間中の宿舎の確保、法的保護情報講習の講師の確保、教材の準備及び手当の支給等を行うこと
- 技能実習生に、監理費として徴収される費用について負担させないこと
- 食費、居住費その他名目のいかんを問わず、技能実習生が定期的に負担する費用について技能実習生に理解させた上で合意し、かつ、その費用額が実費等の適正額としていること

（3）技能実習修了までに行うべき技能等の評価の実施

技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得した技能等の評価を技能検定または技能実習評価試験等により実施しなければなりません。

（4）技能実習計画認定等申請以外の届出（報告）及び提出

実習実施者は、外国人技能実習機構地方事務所・支所認定課へ次の届出、報告、提出を行う必要があります。

① **技能実習開始の届出**（省令様式第7号）　実習実施者において最初に技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときは、遅滞なく開始した日等を実習実施者の住所地を管轄する地方事務所･支所の認定課に届出ます。

② **技能実習計画軽微変更届出**（省令様式第3号、変更事由発生後1ヶ月以内）

③ **技能実習が困難となった場合の届出**

④ **計画認定取消事由に該当したときの報告**（参考様式第3-1号）

⑤ **実施状況報告書の提出**（省令様式第10号）

新制度対応の申請書類作成支援システム「新JITCOサポート」のご紹介

JITCOでは2017年8月に技能実習法に対応した申請書類作成支援システム「新JITCOサポート」をリリースしました。賛助会員の皆様にはJITCOホームページから無料でご利用いただけます。本稿では「新JITCOサポート」の特徴について以下、ご紹介いたします。

新JITCOサポートとは

「新 JITCO サポート」は、技能実習法に基づき新たに導入される、監理団体許可申請および技能実習計画認定申請に関して 42 種類の書類の作成支援と 40 種類の書式のダウンロードをサポートするシステムです。旧 JITCO サポートと比較した特徴は以下の通りです。

(1)効率的な情報入力をサポート

旧 JITCO サポートでは 50 種類以上あった入力画面を4画面に集約。入力方式を 1 項目 1 行からスクリーンエディタ方式に変更することによって、網羅的に必要項目の入力が可能となり、入力に要する時間が大幅に短縮しました。

(2)入力ガイダンスの充実

各入力項目には?マークがあります。?をマウスで指すことでその項目の入力ガイダンスが表示されます。入力ガイダンスの参照によって、適切な内容の入力が可能となります。

(3)全データをクラウドに保管

従来は PC へダウンロードしていた案件情報ファイルについても、クラウドに保管する形になりました。これによって案件情報ファイルを PC で保管して、修正する際にファイルをアップロードする必要がなくなり、いつでも入力したデータをすぐに再利用できます。個人情報のセキュリティには十分な配慮をしており、全て暗号化して保管されます。

(4)EXCELファイルでのダウンロードも可能に

従来は PDF ファイルのみのサポートであり、ファイルダウンロード後の修正ができませんでした。「新 JITCO サポート」では EXCEL 形式のファイルをダウンロードできますので、簡単に書式や内容の微調整や修正が可能です。(EXCEL で修正した部分はクラウドに保管したデータも修正をお願いします。)

■入力画面イメージ

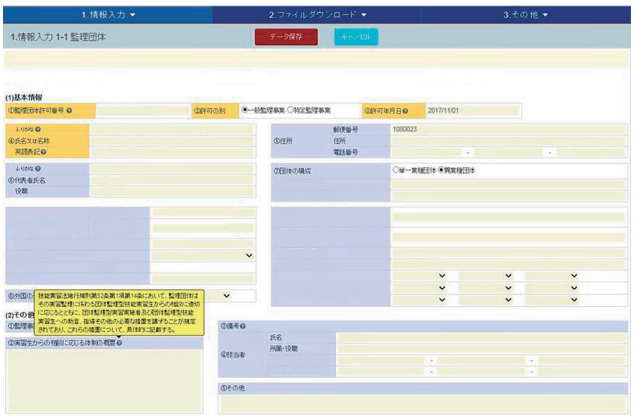

■申請書出力の流れ

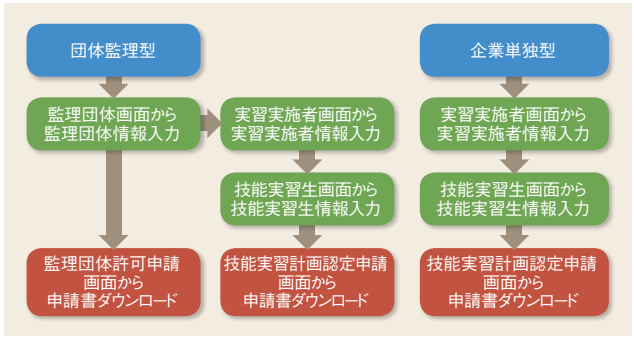

これを機に、使いやすくなった「新 JITCO サポートシステム」を是非ご利用ください。

なお今回のシステムは、技能実習法の運用要領公布後の短期間に開発を行いましたので、提供できた機能は部分的なものとなっています。「新 JITCO サポート」では引き続き、外国人技能実習制度の諸申請に必要な新書式を速やかにサポートし、対応書式の種類も増やす予定です。

またシステム上にご入力いただいたデータを賛助会員の皆様に有効活用していただくために、団体監理型／企業単独型／実習実施者向けの各種機能を開発し、サービスの拡充を図ってまいります。

■推奨利用環境

(1)PC CPU Intel Core i3 (2.3GHz)以上、メモリ4GByte以上
(2)画面解像度　1280×1024以上
(3)ブラウザ　IE(Internet Explorer11)、Google chrome(Ver.60.0.3112.90)、Mozilla Firefox(Ver.54.0.1)(旧JITCOサポートはIEのVer.11を利用する場合は、設定で互換表示をONにしてください。)
(4)EXCEL:EXCEL 2007以降のバージョン
(5)Internetアクセス回線:Bフレッツ100Mbps相当以上を推奨。

■注意事項

(1)「新JITCOサポート」のシステムは効率的な書類の作成支援を目的としています。このため現行バージョンでは全項目の入力はサポートしていません。一部の項目については、ファイルをダウンロードした後に追記していただく仕組みになっていますので、ご注意ください。
(2)書類の認定申請の結果を保証するものではありませんので、ご承知ください。
(3)旧書式のサポートも当面必要なことから、旧JITCOサポートも引き続きご利用可能です。

JITCOの教材のご案内

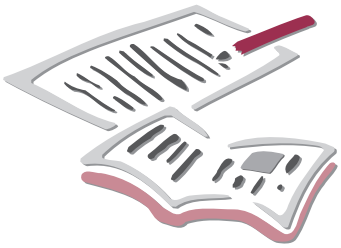

新 刊 本

新たにモンゴル語版、ラオス語版、シンハラ語版、ネパール語版を刊行 !!

日本の生活案内（賛助会員は割引）

定価：各1,782 円（本体1,650 円+税）　A5判　174頁

この本は、初めて日本で暮らすことになった技能実習生が日本の生活にいち早く適応するために、最低限知らなければならない様々なテーマについて、母国語と日本語との対訳形式で、カラーイラストを多用して解説しています。住宅の利用の仕方、食事のエチケット、ゴミの出し方、ショッピングの注意、一般的な交通ルールや自転車の正しい乗り方、マイナンバー制度等も取り上げています。また病気になってしまったとき、病院で症状等を説明するために必要な患部別の用語や症状の応答文約 200 例を収録。日本で快適な生活を送れるようになるための支援書として、技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。既刊本として中国語版、英語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、フィリピン語版、ミャンマー語版、カンボジア語版も用意しています。

新 刊 本　10 月中に販売予定 !!

外国人技能実習生の受入れ業務Q&A（賛助会員は割引）

定価・頁数未定　A5判

技能実習法に基づいた新制度が 2017 年 11 月 1 日よりスタートします。本書は、監理団体の許可制、技能実習計画の認定等、抜本的な制度改正が実施されたのを受け、新しい技能実習制度と技能実習生受入れのポイントについて、「Q&A 方式」でわかりやすく体系的に解説した基本書です。巻末には、参考資料として技能実習法や技能実習施行規則、基本方針も掲載してあります。

新たにタイ語版、モンゴル語版、ラオス語版、シンハラ語版、ネパール語版を刊行 !!

外国人技能実習生のための専門用語対訳集（賛助会員は割引）

定価：各702 円（本体650 円+税）　手帳サイズ

新たに、タイ語版、モンゴル語版、ラオス語版、シンハラ語版、ネパール語版に、全職種に共通して使用できる「基本作業用語」「安全衛生・技能用語」の2種をそれぞれ発売しました（タイ語版はさらに下記の7職種を発行）。

この対訳集は、技能実習の現場で比較的使用頻度の高い用語 200 語を厳選し、母国語と日本語との対訳形式かつイラストを用いて分かりやすく解説しています。技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。なお、本書は第1部「母国語から日本語」、第2部「日本語から母国語」と逆引きができるように編集されています。

なお、中国語版（1職種）、インドネシア語版（4職種）、ベトナム語版（4職種）、フィリピン語版（9職種）、ミャンマー語版（8職種）、カンボジア語版（6職種）に下記の職種を新たに発売いたしました。

■中国語版（1職種）	「鉄工」
■インドネシア語版（4職種）	「機械加工」「塗装」「鋳造」「プラスチック成形」
■ベトナム語版（4職種）	「配管」「家具製作」「水産練り製品」「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」
■フィリピン語版（9職種）	「とび」「金属プレス加工」「鋳造」「建設機械施工」「婦人子供服製造」「食鳥処理加工」「鉄工」「電子機器組立て」「塗装」
■ミャンマー語版（8職種）	「溶接」「鉄筋施工」「とび」「塗装」「プラスチック成形」「婦人子供服製造」「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」「電子機器組立て」
■カンボジア語版（6職種）	「型枠施工」「溶接」「鉄筋施工」「とび」「婦人子供服製造」「プラスチック成形」
■タイ語版（9職種）	「基本作業用語」「安全衛生技能用語」「溶接」「機械加工」「金属プレス加工」「塗装」「鋳造」「プラスチック成形」「電子機器組立て」
■モンゴル語版、■ラオス語版、■シンハラ語版、■ネパール語版（各2種）	「基本作業用語」「安全衛生技能用語」

「外国人技能実習生の受入れ業務Q&A」と「外国人技能実習生のための専門用語対訳集」の発売日については、JITCO ホームページの「教材センターからのお知らせ」または「新着情報」でご案内いたします。

【教材に関するお問合わせ先】　JITCO教材センター

電話：03-4306-1110　　Fax：03-4306-1116　　E-mail：publication_center@jitco.or.jp

送出機関との関係でご注意いただきたい事項

監理団体の皆様におかれましては、新制度に向けた対応を進めておられることと推察いたします。本稿では、新制度においての送出機関との関係で、特にご注意いただきたいことについてご案内いたします。

1 いわゆるキックバックの受領は禁止されています。

監理団体が、監理費に該当しない金銭を送出機関等関係者から受け取った場合は、技能実習法 28 条に違反し、監理団体の許可取消の対象となる他、6ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金の対象となります。

2 いわゆるブローカーの活動は技能実習制度では違反となります。

パブリックコメントで、「ブローカーの定義にもよりますが、許可を受けずに監理事業（実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び実習実施者に対する実習実施に関する監理を行う事業）を行った場合は、無許可監理事業の実施にあたり、法律上指導監督の対象となる」との見解が示されました。第三国で展開するブローカーについては、疑問や疑義がありましたら外国人技能実習機構にご相談されることをお勧めします。

3 技能実習生の署名が必要な申請書類は母国語併記が法律上求められています。

技能実習生の署名が必要な申請書類（履歴書・雇用契約書･雇用条件書･待遇に関する重要事項説明書･申告書・準備に関し本国で支払った費用明細書）については、主務省令第 68 条で法律上母国語併記することが求められています。外国人技能実習機構のホームページに母国語併記の書類が掲載されていますので、監理団体の皆様から送出機関に対して、この書類を使用するよう指示されることをお勧めします。

4 送出機関と監理団体の間で交わされる契約においての違反事項（違約金等）についてご注意ください。

送出機関と監理団体の間で交わされる契約の中で、技能実習生の失踪等の場合の違約金等を規定することは、主務省令第 10 条違反となり、技能実習計画の取消等の対象となります。また、主務省令第 52 条で、契約を締結する際に監理団体は送出機関が違約金等の措置をとっていないことを確認し、その旨を契約書に記載することが求められています。

5 送出し国側から日本国政府に対して、監理団体の不適切な活動、認定基準に適合しない技能実習計画について、通報してくる場合もあります。

二国間取決めは、日本国政府が送出し国と協力して不適正な送出機関を排除することを目指すものですが、国によっては、送出し国側から日本国政府に対して、監理団体の不適切な活動、認定基準に適合しない技能実習計画について、通報してくる仕組みをとっている場合もあります。

6 二国間取決め締結後一定期間が経過すると、二国間取決めのもとで認定された送出機関以外の送出機関からは送出しができなくなります。

現行制度で認定送出機関であっても、二国間取決め下で認定されるとは限りません。二国間取決めのもとで認定された送出機関については、外国人技能実習機構のホームページに掲載される予定ですので、必ずご確認ください。

この他にも、ご不明な点やお困りになることがありましたら、JITCO国際部までご照会ください。できる限り、皆様のお役に立つようご支援いたします。

JITCOと各国との協議等実施について

JITCOでは、2017年2月より7月まで下記日程で各国政府窓口と定期協議等を行いました。JITCOから、制度改正の内容、今後の見通し等について説明を行うとともに、制度改正後も引き続きJITCOは制度の更なる普及と円滑な利用促進に向けた支援を継続する旨を伝え、各国政府窓口より、JITCOとの協力関係を今後も継続する旨の意向が示されました。

2017年2月16日、3月28日、7月4日	中国中日研修生協力機構（7月は中国商務部と共に来日）
2月27日	インドネシア労働省　訓練・生産性開発総局
3月14日	ベトナム労働・傷病兵・社会省及び海外労働局
4月5日、7月6日	タイ労働省雇用局
4月20日	バングラデシュ海外居住者福利厚生・海外雇用省
6月14日	カンボジア労働・職業訓練省

中国政府窓口

インドネシア政府窓口

ベトナム政府窓口

タイ政府窓口

バングラデシュ政府窓口

カンボジア政府窓口

また、2017年6月27日にインド技能開発・起業促進省と定期協議を行いました。インド側より人材育成のために本制度をより徹底的に活用したいとの意向が示され、そのための具体策について種々の意見交換がなされました。

インド政府窓口

■**本件に関するお問合わせ先：**国際部【電話】03-4306-1151

技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

今回のテーマ

各国の映画（シネマ）事情

余暇の楽しみは数多くありますが、その一つである「映画（シネマ）」は、単なる娯楽に留まらず、その国の文化、宗教、あるいは、その国を取り巻いてきた諸国との関係や歴史が色濃く反映されていると言えるのではないでしょうか？ 今回は、アジアの各国の映画の歴史と現在の楽しみ方について語っていただきました。

Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン（JITCO 元母国語相談スタッフ）

ベトナム戦争の影響を受けた時代を経てグローバルな国産作品が誕生する現在へ。

幼い頃、映画は私にとって、おとぎ話のような世界でした。夏休みになると地域の子ども会の皆と一緒に、映画をよく観に行きました。その時の開演を待つわくわくとする気持ちや、観終わった後の「あ、現実の世界に戻ってしまった!」という気持ちを、今でも忘れることができません。私が生まれ育ったハノイの町には映画館は少なく、現在とは環境がまったく違いましたが、映画を観ることは、戦後の厳しい生活の中で人々の唯一の娯楽だったのです。

当時の国産映画のほとんどは白黒で、ベトナム戦争をテーマにした作品ばかりでした。対して海外の映画はカラーで、旧ソビエト連邦や東ヨーロッパの国々の作品が中心でした。テーマもおとぎ話から恋愛、コメディーなど豊富で、とても魅力的でした。その頃のベトナムでは、字幕や吹替の技術がなく、ベトナム語のセリフを上映中に読み上げる「映画説明員」というアナウンサーが必要でした。日本で言う「弁士」のような役割です。

ベトナム戦争をテーマにした国産映画はたくさんありますが、有名なのは、1973年のモスクワ国際映画祭に出品された『Vĩ tuyến 17 Ngày và đêm』です。戦争下での人々の戦いと愛を描いた Hải Ninh（ハイ・ニン）監督の作品で、日本では『愛は17度線を越えて』という邦題で1978年に公開されたそうです。戦後も、戦時を描いた作品が続きました。1984年公開の『Bao giờ cho đến tháng mười』は、夫が戦死したベトナムの農村の女性を描いた Đặng Nhật Minh（ダン・ニャット・ミン）監督の作品で、1991年の「第1回アジアフォーカス・福岡映画祭（現アジアフォーカス・福岡国際映画祭）」に邦題『十月になれば』で出品されました。90年代になると、経済発展と共に、社会の変化をテーマにした作品が多くなりました。2003年公開の Lê Hoàng（レ・ホアン）監督の『Gái nhảy』（『バーガール』）は、経済改革が始まって以来、興業収入がもっとも高い作品となりました。

その後、ビデオやインターネットが普及し、映画館に足を運ぶ人は一時減りましたが、近年、最新設備を備える大型の映画館が続々と誕生して、映画を楽しむ人はまた増えてきたようです。恋人同士専用の「ペアシート」を用意している映画館や、日本と同じように、館内での記念品販売、飲食、映画関連の模型の展示など、鑑賞の楽しみは広がっています。

海外の映画は相変わらず人気ですが、昔と違ってアメリカや韓国、中国の映画が中心になり、ジャンルも、アクション、SF、ホラー、恋愛など多彩になりました。国産映画も負けてはいません。ベトナムの映画界ではコンテンツの充実、映画の規模の拡大に力を入れています。製作技術や演出も良くなり、人気の源になっています。

ベトナム映画の字幕翻訳・通訳家である秋葉亜子さんによれば、日本でもベトナム映画が少しずつ知られてきていて、『Cú và chim se sẻ』（『地球でいちばん幸せな場所』）や『Chuyện của Pao』（『パオの物語』）などは観るべき価値があるそうです。今年の夏には、2015年にベトナムで公開された、Victor Vũ（ヴィクター・ヴー）監督の『Tôi thấy hoa vàng trên cỏ xanh』（『草原に黄色い花を見つける』）が日本全国で順次上映となりました。80年代の農村地帯の暮らしや人間関係を描いて国内で話題になり、第89回のアカデミー賞外国映画部門に出品されるなど、ベトナムの新たな代表作品となっています。機会があればご覧になってください。

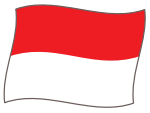

Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子（JITCO 母国語相談スタッフ）

日本のアニメーション映画やTVがインドネシアの人々に大人気。

インドネシアでの映画上映の始まりは、世界の多くの国々と同じ時期のことだそうです。映画の製作については、オランダ統治時代の1910年代、インドネシアの様子を本国に知ってもらうために作られた記録映画が最初だそうです。当時の記録が今もオランダに残されているのかはわかりませんが、とても興味がそそられます。

さて日本では、まだインドネシア映画は馴染みがないように思われます。インドネシア映画のロードショーなんて、聞いたことないですし…。

では日本でインドネシア映画を観るには、どうすればいいのでしょうか？　一つ考えられる方法は、日本の各地で開催される国際映画祭に招待、出品されたインドネシア映画を観に行くことです。ジャンルやテーマは、宗教、独立運動、恋愛、コメディー、家族関係など。宗教をテーマとした作品が成立するのは、世界最多のイスラム教徒を抱えるインドネシアならではだと思います。

私が知り得たインドネシア映画の中に、インドネシアの若者に登山ブームをもたらした『5cm（リマ　センチ）』という作品があります。5人の若者が登山を通じて友情を深めるというストーリーです。インドネシアの映画は、韓国や日本を真似ていてオリジナリティーに欠けると言われがちなのですが、本作は小説を原作としており、新鮮みのある内容でした。『青空が僕の家（LANGITKU RUMAHKU）』も、小説を原作とする作品です。この小説は日本語にも訳されているようですので、ご興味があれば探してみてください。

インドネシアでは、日本映画も大変人気です。昨年、世界中で大ヒットしたアニメーション映画『君の名は。』はインドネシアでも上映され、多くの若者に共感と感動を与えました。また遡ること昭和の時代、NHKの朝の連続TV小説で放送された『おしん』は、インドネシアでも長期に渡って繰り返し放送されました。当時インドネシアは発展途上で、人々は慎ましやかな生活を送っていましたから、『おしん』で描かれていた日本の清貧な暮らしや人々の我慢強さに共鳴したのではないでしょうか。

アニメーション映画では、『ドラえもん』や『クレヨンしんちゃん』が人気です。登場するキャラクターの認知度も高く、若い世代の技能実習生とコミュニケーションをはかるための話題として役立つかもしれません。アニメの主題歌の多くは現地の言語に翻訳されることなく、そのまま日本語で流れるので、歌から日本語に馴染むインドネシア人もいるほどです（それはインドネシアに限らず、中国等でも同じと聞いています）。

日本発の映像で、2016年に、芸人のピコ太郎さんの『PPAP』がSNSを通じて世界的に大ヒットしました。ご存じの方も多いことでしょう。あのリズミカルなダンスミュージックが広まると、踊りをコピーして楽しむ人々の映像がさらにSNSに投稿されました。インドネシアでも、様々な人達が思い思いにPPAPを真似て投稿していましたが、その中には、地方の警察署による、市民への様々な啓蒙を兼ねた作風の投稿がありました。麻薬に手を出さないように啓発したり、運転免許証の携帯を促したりするバージョンが存在します。複数の若手警官が仲良く楽しげにPPAPを踊っている、親しみやすさをPRする作品も。とてもインドネシアらしい取組みだと思います。

それでは、機会があれば、皆様もインドネシアの映画、映像を検索してご覧になってくださいね。

参考文献：『インドネシアの辞典』同朋舎出版／1991年

Philippines【フィリピン】

増田 杏香（東京外国語大学国際社会学部 3年）

最新設備の整った映画館で、喜怒哀楽たっぷりに映画を楽しむのがフィリピン流。

日本ではあまり馴染みのないフィリピン映画ですが、実はその歴史は長く、日本と同時期の、アメリカ植民地時代の1897年にマニラで上映されたことから始まりました。また、首都マニラは戦前からアジアを代表する映画の都でありました。戦後、マルコス大統領による戒厳令で厳しい情報統制下にあった際にも、社会派のリノ・ブロッカ監督らが活躍し、映画文化が衰えることはありませんでした（※日本経済新聞　2017年7月15日　関原のり子）。現在でも、国内ではマニラ国際映画祭をはじめとする映画祭が数多く開催され、その人気の高さをうかがい知ることができます。

では、具体的に庶民の間に、映画はどのように浸透しているのでしょうか。フィリピンで映画は気軽に楽しむことができる娯楽の一つとして非常に人気です。価格は1作品500円前後からと安価に設定されていることや、大型モールのほとんどに映画館が併設されておりアクセスが良い、などが人気の理由です。日本と同様、4DX や IMAX など、最新式の映画設備が導入されていることも、映画人気に火をつけています。

映画館での鑑賞の雰囲気は、日本の静かな雰囲気とはまるで違います。ラブシーンでは歓声を、悲しいシーンでは嘆息し、ギャグシーンでは手をたたいて笑います。感受性豊かなフィリピン人らしい鑑賞の仕方だと私は思います。

人気のジャンルとしては、ロマンスやコメディー、アクション映画が挙げられます。他にも、政治や歴史に関する映画や、日本ではなかなか扱われない性の問題をテーマにした作品、貧困問題を扱った作品など、多岐にわたるテーマで映画が作られています。フィリピン映画で、比較的若い世代に人気なのが『One more chance』という作品です。Cathy Garcia-Molina 監督の2007年の作品で、恋愛映画といえばこれ、という作品として浸透しています。劇中歌は多くのフィリピン人に口ずさまれています。

政治批判映画も有名なフィリピンですが、その中でも2015年に公開された『Heneral Luna』が近年の作品としては注目されています。独立革命を起こした米比戦争を題材にした作品です。少し昔の作品に目を向けると、Fernando Poe Jr 監督と、女優の Nora Aunor、Vilma Santos が有名です。3人の作品は1970年代と時代を遡りますが、フィリピン映画の歴史を盛り上げた作品を多く残しています。

ちなみにフィリピンでは英語教育がとても進んでいるため、フィリピン人の多くは英語が堪能です。そういったことも影響して、ハリウッド映画も人気を博しています。字幕や吹替の必要がなく、アメリカでの公開とほぼ同時に観ることができることは、フィリピンでの外国映画人気を支える要因の一つであると考えられます。日本のアニメ映画も人気です。日本から少し遅れての公開となりますが、公開されるたびに SNS などで盛り上がる様子を目にします。

冒頭でも述べたように、フィリピン映画を日本で観ることのできる機会は東京国際映画祭など大規模な映画祭を除くとなかなかありません。しかし、今年は『ローラは密告された』や『ダイ・ビューティフル』などの作品の日本公開が進んでいます。これからどんどん増えることが予想される日本公開のフィリピン映画にぜひ注目してみてください。

China【中国】

羌 国華（JITCO 元母国語相談スタッフ）

銀幕に映し出された名作から中国の近現代史を読み解くと…

2016年末、中国の銀幕、つまりスクリーン数は、前年比30% 増の41,178枚となり、アメリカを超えて世界最多となったそうです。2016年の興行収入は457億元となっています。

中国で、最初に銀幕に映画が映し出されたのは1896年8月11日、上海の又一村映画館でのことでした。また中国人による初の映画作品は、1905年に誕生した『定軍山』です。1925～1927年の間には、上海には140社程度の映画製作会社がありましたが、当時、映画館で映画を観ることができるのは、上流社会の人か、外国人のみでした。当時、極東で随一の人気を誇ったのは上海大光明映画館（1928年営業開始）で、当初はハリウッド映画の上映が中心でしたが、1935年に『漁光曲』がモスクワ国際映画祭で名誉賞に輝くと、国産映画の上映がメインへと変わりました。

60年代後半から70年代の半ば、中国はプロレタリア文化革命の時代に当たり、学校や会社が映画館を貸し切って、学生や従業員に映画を観てもらうことも、政治教育と福利厚生の一環でした。一方農村では映画館がないので、夏になると上映隊は村を巡回し、村の広い空き地に白いスクリーンを掛け、夜、映画を上映していました。近所の人々が大勢集い、無料で楽しみました。当時、国産映画がほとんどで、外国映画は『1917年のレイニン』などのソビエト連邦の映画、アルバニアやルーマニア、ベトナムなどの社会主義国家の映画に限られていました。

1970年末頃になると、アメリカ、日本、ドイツ、ロシアなどの映画製作所のスタッフと交流するようになります。1972年に中国と日本が国交正常化し、1978年平和友好条約締結した時期、外国からの映画を455本導入しました。その内70本は日本の映画でした。私が最初に観た日本の映画は『君よ、憤怒の川を渡れ』で、出演した高倉健はその時から中国人に親しまれています。その後、『鉄腕アトム』などのアニメ映画が若者に浸

透しました。ただし2013年から2014年にかけて、中日の関係が悪化した2年間の導入はゼロでした。

中国の映画で、世界に知られている作品をご紹介しましょう。1988年、ベルリン国際映画祭の金熊賞を受賞した『紅いコーリャン』(張藝謀監督)を始まりに、1991年、中国で初めてアカデミー賞の外国語映画賞にノミネートされた『菊豆』(張藝謀監督)、1992年にヴェネツィア国際映画祭で金獅子賞を受賞した『秋菊の物語』(張藝謀監督)、1993年、中国初のカンヌ・フランス国際映画祭でパルム・ドールを受賞した『覇王別姫　陳凱歌』などです。さらに新世代の監督も誕生して、謝飛、賈樟柯などが知られるようになりました。

1993年、VCD(Video Compact Disc)やDVDが中国で流行し、人々はプレイヤーでもオンラインでもモニターと接続して映画を楽しむことができるようになりました。このため、2007年頃には各地の映画館はほとんど閉鎖に追い込まれました。

ところが2008年頃から、再び映画館が注目されるようになります。先述の上海大光明映画館を含め、各地でワイドスクリーン、ドームスクリーン等を備え、視覚及び聴覚効果が大幅に改善された複合映画館が誕生、映画鑑賞が再びブームになりました。このように、スクリーンを通して世相や中国の映画事情がよく分かります。

Thailand【タイ】

長島 文雄(有限会社アジアネットワーク代表)

現代的なシネコンが浸透していますが興業のスタイルは日本と大違いです。

タイでは古くは、映画は、寺院の祭りなどで商品を販売する際に、人を集めるために上映されていました。場所は屋外で、弁士がついてセリフをしゃべっていたそうです。現代のタイでは、映画館のほとんどは日本と同様、施設内に複数のスクリーンを持つ『シネマ・コンプレックス型』が導入されています。有名なデパートやショッピング・モールの屋上には必ずと言っていいほどシネコンがあり、それも最上階とほぼ決まっています。

ただし、興業のスタイルは日本とはかなり違います。まず驚くのは、ヒット作品ですと、大都市では映画の最終上映開始が深夜0時を過ぎてからなんていう場合あるのです。帰りの交通機関の確保ができれば、仕事帰りでも問題なく観ることができるのはうれしいですね。

作品の鑑賞料も、日本のように固定されていません。まず作品によってかなりのばらつきがあり、2D上映で比較しますと日本円で500～850円程度といった違いがあるのです。また同じ作品でも、映画館によって金額が違います。さらに通常はタイ国産の作品に比べ、ハリウッドなどの外国作品の方が高額に設定されています。

興業形態においても、日本とはかなり違う点があります。一つ目は、上映期間が短いことです。基本的に作品の興行は1週間単位で、あとは観客の入りを観て延長を決めるようで、期間が2週間なのか3週間なのか、それ以上になるのか、観客には分からないのです。さすがに大手製作の作品ですと1週間で打切りというのはほとんどありませんが、観客の入りが悪いと2週間で打切りはざらにあります。そのためタイでは、自分の観たい作品が封切られると公開後1週間以内に観に行くのです。

もう一つ、日本との大きな違いがあります。シネコンの特性を思いっきり活用しているのです。例えば作品の興行は1週間単位ですが、作品の成績次第で柔軟にその日の上映スクリーン数と上映回数を変えてしまうのです。公開時に、同じシネコン内で、3つのスクリーンで1日5回ずつ上映していたとします。ところが成績が悪いと、週が変わらない内に1スクリーンで1日3回の上映、というようにしてしまうのです。その日の各映画館の上映予定は、その日の朝にならないと発表されませんから、日本のように、「前売り券」というのはないのです。

映画館へ入ってからも日本とは違います。本編上映前のコマーシャルと映画の予告編が、延々と45分程度続くのです。かなり長いので、上映開始時間より30分程度遅れて入っても、本編はまだ始まっていないので大丈夫です。そして、どの映画館も例外なく、コマーシャルの途中でタイ国王に関する映像が流れ、観客は全員起立しなければなりません。これを知らないと、周りの観客が突然起立しますので、何事が起こったのかととても驚かされてしまいます。

またタイでは作品本編が終わると、エンドロールを待たずにほとんどの観客が席を立ちます。どんなに感動のラストシーンでも、その余韻に浸る時間なく退室してしまうのです。これも国民性の違いでしょうか?

【新制度対応】JITCOの申請支援サービスのご案内
（技能実習計画認定申請および入国・在留諸申請の点検・提出・取次サービス）

2017年11月からの新たな技能実習制度では、技能実習生の入国・在留申請に関して、従来の地方入国管理局への入国・在留諸申請に加え、地方入管局への申請の前に外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請が必要となります（既に本年7月から外国人技能実習機構では技能実習計画認定申請の事前受付を開始しています）。

JITCOでは監理団体及び実習実施者の皆様への申請手続き支援として、従来の入国・在留申請書類の点検・取次に加え、JITCO本部（申請支援部）及び名古屋、大阪、広島、福岡の各地方駐在事務所において、技能実習計画の認定申請書類の事前点検及び外国人技能実習機構宛て提出代行を開始しました。

技能実習計画認定申請と入国・在留諸申請の支援サービスをセットでご利用いただく場合の手数料は、従来の入国・在留諸申請書類の点検・取次の手数料と比較してもご利用いただきやすくなっています。

申請手続きの事務負担を軽減でき、確実で円滑な申請手続きのため、JITCOの申請支援サービスを是非ご利用ください。

※ 今回の点検・提出・取次サービスにつきましては、当面、JITCO賛助会員からとさせていただきます。

■ JITCO申請支援サービスの対象となる申請

・技能実習計画認定申請（企業単独型・団体監理型各第1・第2・第3号）
・在留資格認定証明書交付申請
・在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請
・在留カード再交付申請

■ JITCOへの依頼先

企業単独型は実習実施者が、団体監理型は監理団体が傘下の実習実施者分を取りまとめ、JITCOの本部又は地方駐在事務所にご依頼いただきます。当面は下表のとおり、JITCO本部及び名古屋・大阪・広島・福岡の4駐在事務所で受け付けます。

（JITCO札幌・仙台・高松3駐在事務所が依頼先となる点検・提出サービスの開始時期は2018年4月を予定しており、それまでの間はいずれも本部がその依頼先となります。）

点検・提出・取次サービスのご利用に必要な各種書式、書類等については、JITCOホームページ http://www.jitco.or.jp/introduction/shorui_service.html をご覧ください。

JITCOの部署	監理団体本部所在地（都道府県）
本部 申請支援部 TEL 03-4306-1126	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城
	栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
	新潟、徳島、香川、高知、愛媛
名古屋駐在事務所 TEL 052-934-3932	岐阜、愛知、三重、静岡、富山、石川、福井
大阪駐在事務所 TEL 06-6344-9521	兵庫、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山
広島駐在事務所 TEL 082-224-0253	岡山、広島、山口、鳥取、島根
福岡駐在事務所 TEL 092-414-1729	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

■ 点検・提出・取次料

手続に要する人件費、通信・運搬費、交通費等として手数料を申し受けます。下表のとおり旧制度での入国・在留諸申請の点検・取次手数料と比較してご利用いただきやすくなっています。

技能実習計画認定申請書類の点検・提出及び入国在留諸申請書類の点検・取次の手数料一覧表　単位:円（税込）

請求単位（人） 実習生人数 同一実習実施者	外国人技能実習機構宛 技能実習計画認定申請 ①点検・提出手数料	入国管理局宛 入国在留諸申請 ②点検・取次手数料	【新制度】技能実習計画認定申請＋入国在留諸申請（①と②のセット依頼額）	※参考※【旧制度】入国在留諸申請
1人	648	1,944	2,009	5,657
2人	756	2,268	2,344	
3人	864	2,592	2,678	
4人	972	2,916	3,013	
5人	1,080	3,240	3,348	
6人	1,188	3,564	3,683	
7人	1,296	3,888	4,018	
8人	1,404	4,212	4,352	
9人	1,512	4,536	4,687	
10人	1,620	4,860	5,022	
11人	1,728	5,184	5,357	6,788～
12人	1,836	5,508	5,692	
13人	1,944	5,832	6,026	
14人	2,052	6,156	6,361	
15人	2,160	6,480	6,696	
16人以上は一律	2,268	6,804	7,031	

■ 点検・提出・取次サービスの流れ

技能実習計画認定申請および入国・在留諸申請の点検・提出・取次サービスの基本的な流れは下図のとおりです。

団体監理型技能実習

外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出の流れ

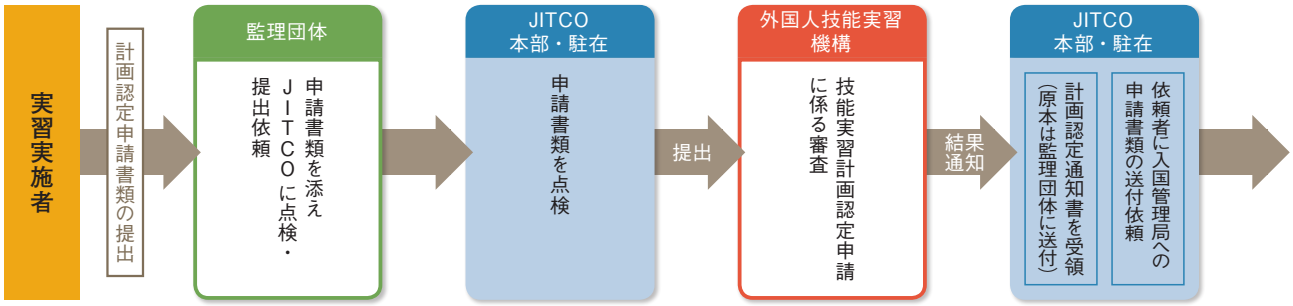

入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次の流れ

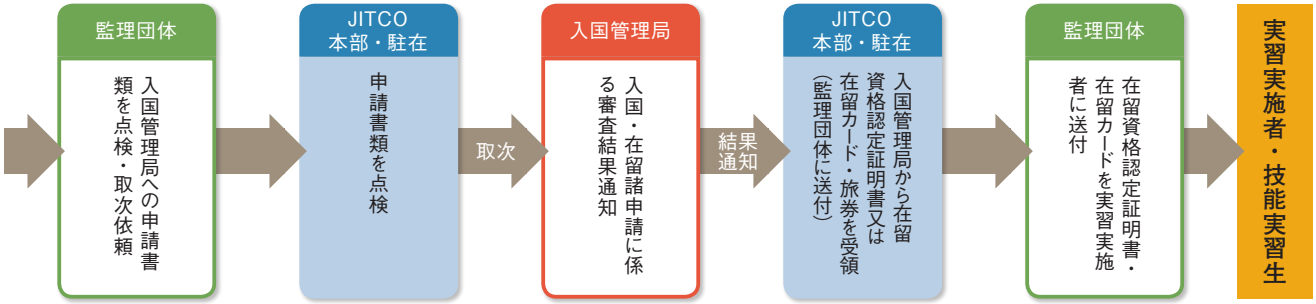

企業単独型技能実習

外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出の流れ

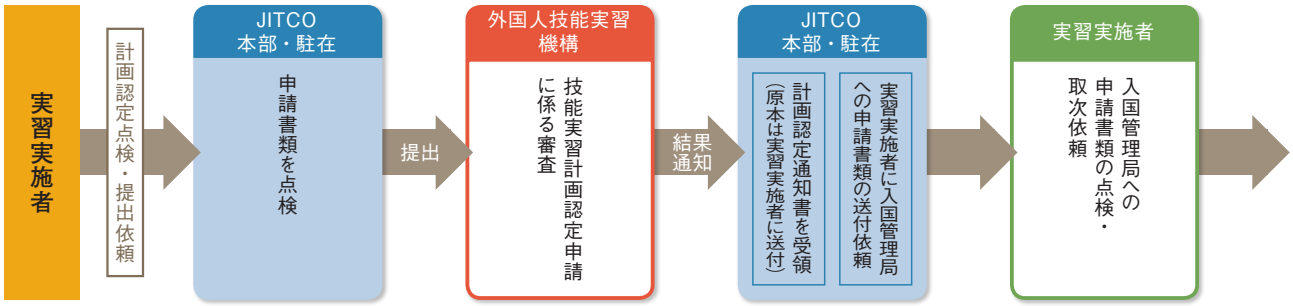

入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次の流れ

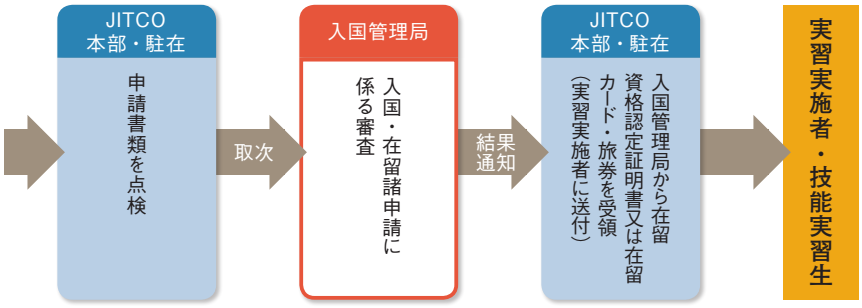

本サービスの詳細は JITCO ホームページ http://www.jitco.or.jp/introduction/shorui_service.html でもご案内しています。

▶本件のお問合わせ先　申請支援部企画管理課　TEL 03-4306-1126

JITCO開催セミナーのご案内

JITCO セミナーカレンダー （9月15日時点※開催情報は追加・変更する場合がございます）

		内　容	場　所	担当部	TEL
10月	18日（水）	技能修得支援セミナー	東京	能力開発部援助課	03-4306-1195
	20日（金）	安全衛生セミナー	東京	能力開発部対策課	03-4306-1176
	27日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	27日（金）	技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー（フィリピン語）	東京	企業部相談課	03-4306-1155
11月	17日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	富山	能力開発部援助課	03-4306-1168
12月	6日（水）	技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1155
	7日（木）	日本語指導担当者実践セミナー	名古屋	能力開発部援助課	03-4306-1168
	8日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	高松	能力開発部援助課	03-4306-1168
	20日（水）	技能実習生受け入れ実務セミナー（企業単独型）	東京	企業部企画課	03-4306-1156

セミナーの詳細とお申込みには、JITCO のセミナーサイトをご活用ください

http://www.jitco.or.jp/seminar/

JITCO が開催するセミナーへのお申込みは、2017 年度より原則オンラインからのみとなっております。

各セミナーの詳細とお申込み方法は、JITCO のセミナーサイトをご覧ください。

編集後記

■今号の「技能実習の現場から」の取材では、椿インタワークス協同組合様と藤田螺子工業株式会社様を訪問させて頂きました。監理団体と実習実施機関が共に協力しながら、技能実習生の技能と日本語能力の向上を支援されており、さらに地域交流に取り組まれています。トピックス2の地域共生と併せ、監理団体・実習実施者の皆様のご参考となれば幸いです。

また「第25回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」の受賞者が発表になりました。多数のご応募をありがとうございます。そして受賞された皆様、おめでとうございます。今回も技能実習生ならではの視点で書かれた作品が集まりました。最優秀受賞者につきましては、10月6日開催のJITCO交流大会にてご本人に発表いただき、その様子を本誌やJITCOホームページでも紹介させて頂きますので、どうぞお楽しみに。

かけはし（JITCO JOURNAL）　第26巻131号

発行日　2017 年（平成29年）10月1日

発　行　公益財団法人 国際研修協力機構
〒108-0023
東京都港区芝浦2-11-5
五十嵐ビルディング11階・12階

企画編集　総務部 広報室
Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112
E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ　http://www.jitco.or.jp/

JITCO保険に
ご加入の皆さまへ

2017年 技能実習制度5年延長に伴う

JITCO保険の手続きについて

技能実習制度5年延長時には、JITCO保険の再加入が必要となります。

ご注意ください!

よくあるご質問

Q. JITCO保険の取り扱いはどうなるの?

A. 再入国した時点で再加入のお手続きが必要です。

5年に延長できる実習生

所定の技能評価試験の実技試験に合格した技能実習生の方。

技能実習の最長期間が、
現行の3年間から5年間になります。
(一旦帰国(原則1か月以上)後、
最大2年間の技能実習)

技能実習制度と保険期間の流れ

JITCO保険は保険期間が3年となります。

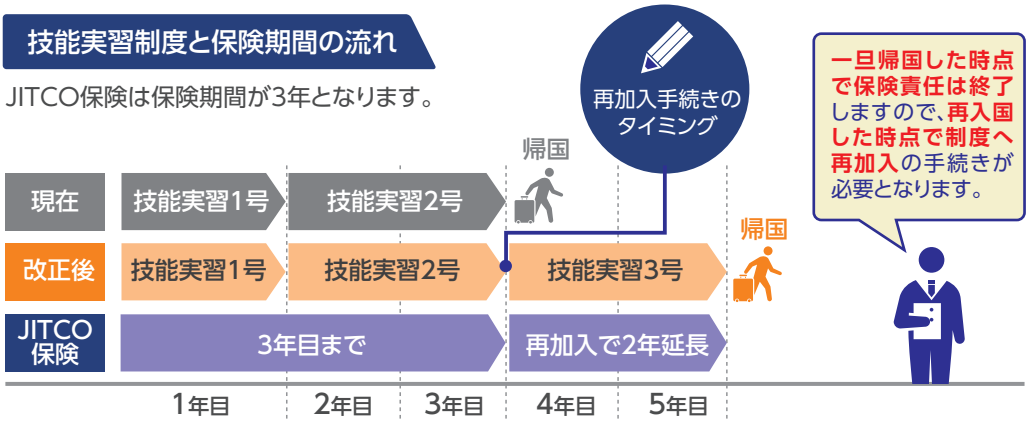

一旦帰国した時点で保険責任は終了しますので、**再入国した時点で制度へ再加入**の手続きが必要となります。

お問合せ先
株式会社 国際研修サービス
〒105-0014 東京都港区芝3-43-16 KDX三田ビル9階
TEL:03-3453-3700 FAX:03-3453-3703

10月からWEB募集がはじまります!
www.k-kensyu.net

技能実習Days（デイズ）

JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

山梨県アパレル工業組合

日本語講習を受講中の技能実習生7名と日本語講師4名で、甲州市の「武田勝頼公祭り」を訪れました。勝頼は武田信玄の庶子で、甲斐武田家最後の第 20 代当主です。日本の歴史を学びながら、学習中の日本語を実践したり、鎧武者姿を体験するなど充実した1日を過ごしました。日本での技能実習の素晴らしい思い出になることでしょう。

広島人材開発協同組合

今年の5月に、「安芸のはやし田」として国重要無形民俗文化財に指定されている伝統行事に中国、カンボジアからの技能実習生が参加しました。お囃子や掛け声を掛け合いながら田植えをする行事で、時代を遡ると中世から伝承されているといわれています。技能実習生たちは、伝統的な装束に身を包み、日本古来の文化に触れ、さらに地域の方々とも交流して一日を過ごしました。

公益財団法人
日中技能者交流センター

当センターでは、技能実習生のために、色々な日本文化の講座を企画しています。「折り紙講座」では、伝統的な鶴やコマ、日常生活にも使えそうな小箱から、可愛らしいパンダの折り方まで教わりました。またある時は、「将棋講座」を開催しました。駒の並べ方、動かし方等の基本ルール、詰将棋を学んだ後に実際に対局し、初心者同士で和気あいあいと楽しんでいました。初めて将棋をする技能実習生が連勝するといった驚きの場面もありました。

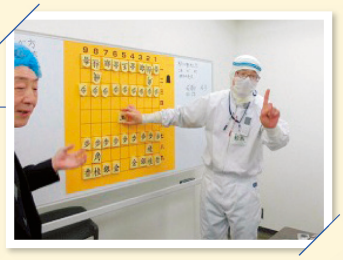

写真を掲載しませんか？

掲載可能なお写真などありましたら、JITCO 総務部広報室（kouhou@jitco.or.jp）まで写真データをお送りください。応募は随時受付中です。

かけはし（JITCO JOURNAL）第二十六巻 一三一号 二〇一七年（平成二十九年）十月一日発行
企画編集 公益財団法人 国際研修協力機構 広報室 〒一〇八―〇〇二三 東京都港区芝浦二丁目一一番五号 五十嵐ビルディング一一階